

令和3年
第2回

沖縄県議会（臨時会）会議録

令和3年4月15日 開会 }
令和3年4月15日 閉会 } 1日

沖 縄 県 議 会

令和3年
第2回 沖縄県議会（臨時会）会議録目次

1. 会期日程	3
1. 開会日に応招した議員	5

○第1号（4月15日）

1. 開会年月日時	7
1. 議事日程	7
1. 本日の会議に付した事件	7
1. 出席議員	7
1. 説明のため出席した者の職、氏名	8
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	8
1. 開 会	8
1. 新事務局長（知念弘光君）の紹介	8
1. 諸般の報告	8
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
1. 日程第2 会期の決定	9
1. 日程第3 議員提出議案第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう 求める意見書	9
1. 瑞慶覧 功君の提案理由説明	9
1. 採 決	9
1. 議員派遣	9
1. 日程第4 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第4号議案まで	9
1. 知事（玉城デニー君）の提案理由説明	10
1. 質 疑	10
喜友名智子さん	10
西銘啓史郎君	12
新垣 淑豊君	17
1. 委員会付託	22
1. 総務部長（池田竹州君）の釈明発言の申出	22
1. 日程追加 乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案	23
1. 委員長報告（総務企画委員長）	23
1. 採 決	23
1. 日程追加 乙第3号議案	24
1. 委員長報告（経済労働委員長）	24
1. 採 決	24
1. 日程追加 甲第1号議案	24
1. 委員長報告（総務企画委員長）	24
1. 採 決	25
1. 閉 会	26

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	29
-----------------	----

1. 議員提出議案	45
1. 諸般の報告	47
1. 委員会審査報告書	49
1. 議案処理一覧表	53

令和3年第2回沖縄県議会（臨時会）会期日程

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	4月15日	木	(会議録署名議員の指名) (会期の決定) 本会議 (議員提出議案の説明、採決) (知事提出議案の説明、質疑) ※ 休憩中に委員会審査 (委員長報告、採決)	委員会付託

開会日に応招した議員

赤 嶺 昇 君	仲 村 家 治 君
仲 田 弘 毅 君	山 里 将 雄 君
新 垣 光 栄 君	玉 城 武 光 君
翁 長 雄 治 君	比 嘉 瑞 己 君
玉 城 健一郎 君	仲 村 未 央 さん
島 袋 恵 祐 君	照 屋 大 河 君
上 里 善 清 君	仲宗根 悟 君
大 城 憲 幸 君	西 銘 啓史郎 君
上 原 章 君	座 波 一 君
小 渡 良太郎 君	大 浜 一 郎 君
新 垣 淑 豊 君	呉 屋 宏 君
島 尻 忠 明 君	花 城 大 輔 君
仲 里 全 孝 君	又 吉 清 義 君
平 良 昭 一 君	山 内 末 子 さん
喜友名 智 子 さん	瑞慶覧 功 君
國 仲 昌 二 君	玉 城 ノブ子 さん
瀬 長 美佐雄 君	西 銘 純 恵 さん
次呂久 成 崇 君	渡久地 修 君
当 山 勝 利 君	崎 山 嗣 幸 君
當 間 盛 夫 君	比 嘉 京 子 さん
金 城 勉 君	末 松 文 信 君
新 垣 新 君	島 袋 大 君
下 地 康 教 君	中 川 京 貴 君
石 原 朝 子 さん	照 屋 守 之 君

令和3年4月15日

令和3年
第2回 沖縄県議会（臨時会）会議録

（第1号）

令和3年
第2回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第1号）

令和3年4月15日（木曜日）午前10時開会

議事日程第1号

令和3年4月15日（木曜日）

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書
- | | | |
|--------|--------|--------------|
| 瑞慶覧 功君 | 下地 康教君 | 提出 議員提出議案第1号 |
| 座波 一君 | 呉屋 宏君 | |
| 照屋 守之君 | 上里 善清君 | |
| 次呂久成崇君 | 島袋 恵祐君 | |
| 比嘉 瑞己君 | 玉城健一郎君 | |
| 新垣 光栄君 | 金城 勉君 | |
| 當間 盛夫君 | | |
- 第4 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第4号議案まで（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書
日程第4 甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第4号議案まで
- 甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
乙第1号議案 専決処分の承認について
乙第2号議案 専決処分の承認について
乙第3号議案 専決処分の承認について
乙第4号議案 専決処分の承認について
- 日程追加 乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案
- 乙第1号議案 専決処分の承認について
乙第2号議案 専決処分の承認について
乙第4号議案 専決処分の承認について
- 日程追加 乙第3号議案
- 乙第3号議案 専決処分の承認について
- 日程追加 甲第1号議案
- 甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

出席議員（48名）

議長	赤 嶺	昇 君	3 番	玉 城	健一郎 君
副議長	仲 田	弘 毅 君	4 番	島 袋	恵 祐 君
1 番	新 垣	光 栄 君	5 番	上 里	善 清 君
2 番	翁 長	雄 治 君	6 番	大 城	憲 幸 君

7番	上原章君	28番	仲村未央さん
8番	小渡良太郎君	29番	照屋大河君
9番	新垣淑豊君	30番	仲宗根悟君
10番	島尻忠明君	31番	西銘啓史郎君
11番	仲里全孝君	32番	座波一君
12番	平良昭一君	33番	大浜一郎君
13番	喜友名智子さん	34番	呉屋宏君
14番	國仲昌二君	35番	花城大輔君
15番	瀬長美佐雄君	36番	又吉清義君
16番	次呂久成崇君	37番	山内末子さん
17番	当山勝利君	38番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	39番	玉城ノブ子さん
19番	金城勉君	40番	西銘純恵さん
20番	新垣新君	41番	渡久地修君
21番	下地康教君	42番	崎山嗣幸君
22番	石原朝子さん	43番	比嘉京子さん
23番	仲村家治君	44番	末松文信君
25番	山里将雄君	45番	島袋大君
26番	玉城武光君	46番	中川京貴君
27番	比嘉瑞己君	47番	照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	保健医療部長	大城玲子さん
副知事	謝花喜一郎君	商工労働部長	嘉数登君
副知事	照屋義実君	文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君
政策調整監	島袋芳敬君	会計管理者	大城博君
総務部長	池田竹州君	総務部財政統括監	平田正志君
企画部長	宮城力君	教育長	金城弘昌君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局	知念弘光君	主査	親富祖満君
次長	上原貴志君	政務調査課副参事	中村守君
議事課長	佐久田隆君	主幹	下地広道君
課長補佐	城間旬君	主幹	嘉陽孝君
主幹	宮城亮君	主幹	新垣伸弥君

○議長（赤嶺昇君） ただいまより令和3年第2回沖縄県議会（臨時会）を開会いたします。

○議長（赤嶺昇君） これより本日の会議を開きます。

この際、御紹介いたします。

前事務局長勝連盛博君が去る3月31日付で退職し、その後任に知念弘光君が就任いたしました。

○議長（赤嶺昇君） 日程に入ります前に報告いたします。

本日、瑞慶覧功君外12人から、議員提出議案第1号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書」の提出がありました。次に、本日、知事から、お手元に配付いたしました議案5件及び補正予算説明書の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

11番 仲里全孝君及び

12番 平良昭一君

を指名いたします。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本4月15日の1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本4月15日の1日と決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 議員提出議案第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

瑞慶覧 功君。

[議員提出議案第1号 巻末に掲載]

[瑞慶覧 功君登壇]

○瑞慶覧 功君 ハイサイ、皆さんおはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号につきましては、4月12日に開催した土木環境委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求めることについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

[沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書朗読]

以上で、提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

げます。

なお、本議案につきましては、意見書の趣旨を関係要路に要請するため、議会代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） これより議員提出議案第1号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） ただいま可決されました議員提出議案第1号については、提案理由説明の際、提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第1号の趣旨を関係要路に要請するため議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第4 甲第1号議案及び

乙第1号議案から乙第4号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

[知事提出議案 巻末に掲載]

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー
チューウガナビラ。

皆様おはようございます。

令和3年第2回沖縄県議会（臨時会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、承認議案4件の合計5件であります。

そのうち、乙第1号議案から乙第4号議案までの承認議案4件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定に基づき報告し承認を求めるものであります。

まず初めに、甲第1号議案の予算議案について御説明申し上げます。

甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策の実施に要する経費として、129億4326万5000円を計上するものであります。

乙第1号議案は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、自動車税の環境性能割の税率の適用区分の見直し等を行ったため、沖縄県税条例の一部を改正したものであります。

乙第2号議案は、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部が改正されたことに伴い、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正し、課税免除の適用期限を延長したものであります。

乙第3号議案は、公立大学法人沖縄県立芸術大学が徴収する料金について、地方独立行政法人法第23条第1項の規定により、当該料金の上限を認可したものであります。

最後に、乙第4号議案は、新型コロナウイルス感染症対応に要する経費を早急に予算補正する必要があるため、専決処分をしたため、承認を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。イッペーニ
フェーデービル。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入ります。

甲第1号議案及び乙第1号議案から乙第4号議案までに対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

喜友名智子さん。

[喜友名智子さん登壇]

○喜友名 智子さん 皆様、おはようございます。

ていーだネットの喜友名智子です。

専決処分の議案のうち、番号乙4、令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）についてお尋ねをいたします。議案の説明から提出までちょっと時間がなかったものですから、通告をしたものの、どの議案に対する質問なのか書かず失礼をいたしました。

質問に入ります。

残念ながらこの4月に入ってから10日ほどの間に、県内ではまた新型コロナウイルスが拡大をしてしまいました。まん延防止措置を取るに至ったわけです。4月1日からの時短要請の効果が出るまで様子を見たいという県の見通しではありましたが、この1年間の沖縄での感染状況、特に、国や県の緊急事態宣言と時短要請、その解除の繰り返しを振り返りますと、やはり議論がもう少しあってもよかったのではないかと、我が身も含めて振り返っているところです。医療検査の面でも、生活事業者支援の面でも、根本は国の予算や方針を基本とせざるを得ないのが新型コロナ対策です。それでもなお、県がやはり県民に寄り添った対応をさらに進めていく必要があるのではないかと考えまして、今回質問をいたします。

1、3月末、補正予算を審議した時点での時短協力金は、4月1日から21日までの3週間、20市町村を対象としていました。しかしその後1週間ほどで、4月12日から5月5日までのまん延防止等重点措置に変更した経緯と理由を伺います。

次に、今回の第4波といっても差し支えないと思っておりますけれども、変異株の流行が懸念をされております。特に変異株の感染力の強さ、これは感染症対策がうまくできない小さな子供に広がりやすいのではないかと、お子さんを育てている保護者の皆様からの不安の声をいただいております。今回、昨年同様に新年度が始まったばかりのこの時期に、緊急事態宣言に次ぐ強

制力を持つまん延防止措置を適用していますが、学校は通常どおりの運営を行っております。

そこで伺います。

まん延防止措置期間の学校登校の対応について、教育委員会にどのような情報提供を行い、保護者への連絡はどのように行ったのでしょうか。

さらに、県内の小・中・高校におきまして変異株の感染者を確認した場合の対応について伺います。

さらに保護者の中には、新型コロナ感染拡大予防のために、登校かオンライン授業か選んで授業を行ってほしいという声が根強いです。昨年の休校措置から1年になりますが、県内でのオンライン教育の準備状況はどうなっているのでしょうか。

また、医療関係者とも意見交換会、勉強会を繰り返しておりますけれども、この中で子供たちへの集団PCR検査を行う必要性があると判断できるのは、変異株感染が確認されたタイミングではないかという御意見を頂戴したことがあります。こういった意見、県の中で議論したことはありますか。

以上、答弁を聞きまして再質問をいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） おはようございます。

喜友名智子議員の1、時短要請協力金の対象を変更した経緯と理由についての御質問の中の(1)、重点措置区域指定の経緯についてお答えいたします。

沖縄県では、感染の急拡大を受け、4月1日以降、緊急特別対策として本島中南部の市町村を対象に時短要請などの対策を取ってまいりました。専門家の解析では、3月末に2.04であった実効再生産数が、4月初めには1.35に下がるなど状況の改善が見られました。対策の効果は10日から2週間後に現れると言われており、7日の記者会見では、翌日、翌々日の感染状況まで注視するとしたところです。しかしながら、7日夜の専門家との意見交換により、変異株の懸念や新規感染者数が減少しないことが見込まれました。さらに翌8日、北部地域において確認された感染事例が変異株である可能性が高いという報告を受け、早急に強い対策が必要であると判断するに至りました。このような危機的な状況を政府と共有し、調整した結果、4月9日に沖縄県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されたところです。

次に2、まん延防止措置期間の学校登校の対応についての御質問の中の(1)、教育委員会との情報共有についてお答えいたします。

まん延防止等重点措置指定に伴う沖縄県対処方針に

ついては、教育庁を含め各部局に意見照会の上素案を取りまとめ、4月10日に開催した沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において協議し決定しました。同対策本部は、教育長が構成員として含まれているため、教育委員会には日頃から情報共有が図られているものと考えております。なお、その際知事からは、教育委員会や市町村とも連携し、しっかり対応するよう求めたところです。

次に3、学校で感染者が確認できた場合の対応についての御質問の中の(2)、子供たちへの集団PCR検査についてお答えいたします。

県では、専門家会議において、子供を含む集団感染や重症例が発生した場合は、変異株による感染を疑い、優先的に検査を行うことを議論してきたところです。

県としましては、子供の感染を認めた場合には、周辺への広がりを抑えるために、積極的疫学調査の対象を広げ、必要に応じて集団のPCR検査を行うことも検討しているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） おはようございます。

それでは3、学校で感染者が確認された場合の対応についての御質問の中の(1)、オンライン教育の準備状況についてお答えします。

県教育委員会としましては、臨時休業に備え、職員研修を行い、オンライン学習の教材作成の支援を行ってまいりました。現在の県内新型コロナウイルス感染者数の状況を踏まえ、学級閉鎖や一部臨時休業等に備え、オンライン学習の環境整備を進めるよう各学校に通知したところであります。また、やむを得ず学校に登校できない生徒に対しても、オンライン等を活用した学びの保障に努めるよう促しております。今後とも学習の継続が図られるよう支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

〔喜友名智子さん登壇〕

○喜友名 智子さん 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

先ほど教育長から、オンライン授業については準備を進めているとの御答弁がありました。この際にですね、各学校において、オンライン授業を開始する、または通常授業から切り替えるという判断を行い、現場でゴーサインを出すのはどなたの役割になっているのでしょうか。

また、オンライン授業を受けた場合の子供たちの出席日数の取扱いについてお尋ねいたします。しっかりと、オンライン授業でも出席日数にカウントできる体制になっているのでしょうか。

それからもう一つ、今回、まん延防止措置に当たりまして、地元の事業者の皆様が懸念していることの一つに、過料をどのタイミングで取られるのだろうかとか本当に心配されています。さきの補正予算の議論のときだったかと記憶していますが、まずは県においてはしっかりと感染症対策を行っているのか、また、しっかりと営業時間を守っているのかということ調査しながら、まずは注意喚起から始めたいと、過料や罰則については特に言及ございませんでしたけれども、今回のまん延防止措置に伴いまして、この事業者への過料のタイミング、どのように考えているのかお聞かせください。

それからもう一つ、今回の流行に関しまして、米軍基地からの変異株の流入、やはり問題が多いと思います。県のほうでは米軍基地と新型コロナウイルス、特に変異株の流入、感染状況についてどのような情報共有体制を取っているのでしょうか。

以上、再質問です。よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長（金城弘昌君） 再質問にお答えいたします。

まず、オンライン授業をするかしないかのタイミング、誰が行うのかという再質問でございますけれども、オンライン授業を行うかどうかの判断につきましては学校長が行うとなっております、学級閉鎖、また出席停止等の期間や各教科の準備状況に応じて判断されると認識しております。

それから、出席停止の扱いにつきましては、これは文部科学省で授業日数の取扱いが示されておまして、現状では、学校に登校し対面する授業を受けていることを前提としており、家庭学習は授業日数としてカウントすることはできないとしています。ただ一方で、やはり感染が心配だという方については、いわゆる欠席ではなくて出席停止という扱いをしているところでございます。あわせてまた中央教育審議会では、そのことについて今後検討してはどうかというようなことを文科省に示されたところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長（大城玲子さん） 喜友名議員の再質問にお答えいたします。

命令違反の場合の過料のタイミングということでございますが、今回の特措法31条の6の第1項に基づく時短の要請を行った後に、要請に違反している事案については、巡回を行っておりまして、まずは協力いただけるように再度依頼を行うこととしております。それから、それとは別に、認証制度を導入することとしておりまして、感染対策が進むように、第1段階、第2段階という形で進めてまいります。時短の協力がいただけないところにつきましては、再度依頼を行って後も、そのような場合は正当な理由の有無を確認しまして、現地で指導助言を行った後に、特措法に基づく学識経験者からの意見を聴取し、また特に必要があると認めるときには命令を行うこととなっております。命令に違反し、行政秩序上看過できないと判断される場合には、地方裁判所に通知をして、裁判所が過料について判断をするということになっております。

次に、米軍基地からの変異株の情報等についてですが、米軍基地内の感染状況については、毎日、米軍基地内の保健当局と沖縄県の保健医療部で情報共有を行っておりまして、陽性者の数でありますとか、検査数については把握しているところです。ただし、変異株の検査については、まだ情報が得られておりません。県のほうからは、変異株の検査についても情報をいただけるようにということとずっと依頼をしているところでございまして、これについても、その情報について早く得られるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

[西銘啓史郎君登壇]

○西銘 啓史郎君 おはようございます。

会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

通告書に基づき質疑に入る前に、少しだけ述べさせていただきます。

昨日、議案の説明会がありました。私もその場でも申し上げたのですが、特に専決事項に関する説明資料が私は不十分であったような気がいたします。専決については、執行部として緊急性を要するもの、議会を開会する時間がないということでの判断だとは思いますが、専決処分を行ったものこそ丁寧に説明をしていただきたい。この後委員会でもいろん

な質疑が出ると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、通告表に基づいて質問をしたいと思ひます。

1、乙第4号議案、専決処分の承認についてであります。令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）、予算額136億9628万円について。

- (1)、事業概要について伺ひます。
- (2)、予算算出根拠について伺ひます。
- (3)、まん延防止等重点措置について。

ア、指定に至る経緯について。これは時系列で御説明をお願ひしたいと思ひます。国との交渉、いろんな専門家会議、または対策本部会議等、どのようなタイミングで開かれて決定したかお願ひしたいと思ひます。

イ、経済団体会議の状況。これも開催日時、それから参加者等について。それから概要、いろんな意見が出たと思うんですけれども、この辺についても御説明をお願ひしたいと思ひます。

ウ、まん延防止等重点措置指定に伴う沖縄県対処方針というものが資料としてありました。全て目を通しましたけれども、この中では、(ア)、県民への要請。

- (イ)、指定地域（9市）の飲食店への要請。
- (ウ)、指定地域以外の県内全ての飲食店への要請。
- (エ)、イベント開催についての要請。
- (オ)、経済界への要請。

さらに学校関係への要請、施設等への働きかけという7項目に及んで要請等がありますけれども、概要で結構ですので御説明をお願ひします。細かいことはいりません。

続きまして、エ、感染防止対策・認証制度プロジェクトについて。

これは県のほうで行う取組という項目の中に入っていますが、(ア)、シーサステッカーの評価と課題について及び認証制度との関連性について伺ひます。

これについてはできればシーサステッカー、今まで何店舗申請があって許可をして、何店舗にシーサステッカーが貼られているのかについても御説明をお願ひしたいと思ひます。

オ、重点検査の拡充という項目があります。

(ア)、変異株検査の拡充、現行体制と今後について。今現在どのような体制になっていて、今後どのように拡充をしていくのか御説明をお願ひします。

カ、医療提供体制の整備について。

これは、この資料の中に入院病床の確保507床と宿泊療養施設の確保413室とありますが、これが確保済みなのかまたは確保予定なのか。特に病床については、確保済みの場合であれば看護師も含めた、病床だ

けではなくて看護師も含めた対応がどのようになっているかをお答えいただければと思ひます。

それから2番、これまで幾度となく感染防止対策、時短協力金を給付してまいりました。その効果と課題について伺ひたいと思ひます。

今までの総予算額とその効果について御説明をお願ひします。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） おはようございます。

それでは西銘議員の御質問にお答えいたします。

1、乙第4号議案一般会計補正予算（第2号）についての御質問の中の(1)、事業概要についてお答えいたします。

先日4月9日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置の適用対象として本県が指定されたことを踏まえ、本島の9市を措置区域とし、措置区域以外の市町村も含めた県内全域の飲食店及び飲食を伴う遊興施設等の店舗に対し、4月12日から5月5日までの期間、午前5時から午後8時までの営業時間の短縮を要請いたしました。

今回のうちなーんちゅ応援プロジェクト事業では、当該要請期間の全期間について、営業時間の短縮に応じていただいた事業者に対し、店舗ごとに協力金を支給するものであります。

同じく1の(2)、予算算出根拠についてお答えいたします。

補正額136億9628万円の予算の内訳につきましては、1月12日から2月7日まで及び2月8日から2月28日までの時短要請に係る協力金の申請件数が、想定よりも増加したことによる追加分が14億8704万円、また、4月1日から4月21日までの時短要請が——これは4月11日までとされたことに伴う34億696万円の減額、さらに4月12日から5月5日までのまん延防止等重点措置に指定された9市分の協力金が119億2608万円、及び9市以外の県内32市町村分の協力金が34億4640万円、審査や支出事務に伴う委託費が2億4372万円となっております。

同じく1の(3)のイ、経済団体会議の状況についてお答えいたします。

県では、経済団体との意見交換を通して、効果的な経済対策を推進するため、沖縄県商工会議所連合会等の16団体で構成する経済対策関係団体会議をこれまで8回開催しております。会議では、感染状況に対応した経済対策の方向性や、現時点で必要な事業等につ

いて意見交換を実施しております。今回のまん延防止等重点措置の適用及び営業時間短縮要請に当たり、4月9日にオンラインで会議を開催したところ、全団体が参加し、皆様より時短要請はやむを得ないが、影響を受ける業種には最大限の支援をお願いしたい。時短要請に協力するに当たっては、迅速な協力金の支給をお願いしたい。コロナ対策ガイドラインが守られているか、店舗をチェックしていただきたいなどの意見があり、4月10日に開催された感染症対策本部会議に報告いたしました。

同じく1の(3)のエの(ア)、シーサーステッカー制度の評価・課題についてお答えいたします。

シーサーステッカー制度は、県内事業者による業界ガイドラインに基づく感染症防止対策の徹底を早急に促すことを目的に、令和2年8月から実施しております。また、感染防止効果を高めるため、市町村や業界団体等と連携した飲食店や社交飲食店への巡回キャンペーン、動画による店舗での感染防止方法の紹介等を併せて実施しております。その結果、1万以上の多くの店舗が登録しており、感染防止対策の導入促進に一定の効果を果たしているものと認識しております。

一方で、膨大な数の店舗に対し感染防止対策を早急に普及させるため、同制度では各店舗の対策状況を事業者自らチェックしてステッカーを取得し、店頭への掲示により利用者に周知する仕組みを取っておりますが、その後の外部チェックがないため対策が十分に取られていない店舗が見られるとの御指摘がございます。

次に2、これまでの感染防止対策（時短協力金）の効果と課題についての御質問の中の(1)、時短協力金の総予算額とその効果についてお答えいたします。

これまでのうちなーんちゅ応援プロジェクトで実施した時短要請に伴う協力金の予算総額は、約368億円となっております。支給済みの昨年8月の第2弾及び12月の第3弾の飲食店等に対する営業時間短縮要請については、協力金の想定件数8659件のうち、約90%、7796件の事業者に協力をいただいた結果、感染拡大の状況が一旦の収まりを見せたことから、事業の効果があったものと考えております。

なお、現在支給手続を行っている今年1月の第4弾及び2月の第5弾については、想定件数2万4320件のうち、4月14日時点で約84.9%、2万667件の申請がなされており、引き続き営業時間短縮による感染拡大防止に御協力いただいているものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、乙第4号議案一般会計補正予算（第2号）についての御質問の中の(3)のア、まん延防止等重点措置区域指定の経緯についてお答えいたします。

沖縄県では、感染の急拡大を受け、4月1日以降、緊急特別対策として本島中南部の市町村を対象に時短要請などの対策を取ってまいりました。専門家の解析では、3月末に2.04であった実効再生産数が、4月初めには1.35に下がるなど状況の改善が見られました。対策の効果は10日から2週間後に現れると言われており、7日の記者会見では、翌日、翌々日の感染状況まで注視するとしたところでした。しかしながら、7日夜の専門家との意見交換により、変異株の懸念や新規感染者数が減少しないことが見込まれました。さらに翌8日、北部地域において確認された感染事例が変異株である可能性が高いという報告を受け、早急に強い対策が必要であると判断するに至りました。このような危機的な状況を政府と共有し、調整した結果、4月9日に沖縄県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されたところでした。

同じく1の(3)のウ(ア)から(オ)、沖縄県対処方針についてお答えいたします。

1の(3)のウ(ア)から1の(3)のウ(オ)までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県は、政府対策本部長からまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定され、期間は4月12日から5月5日までとされました。県内の感染状況や経済関係団体会議及び専門家会議からの意見、国の基本的対処方針等を踏まえ、4月10日に沖縄県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、療養者数は1178人、病床占有率は98%、直近1週間の新規感染者数は816人となるなど、指標の悪化に伴い、県の警戒レベルを第4段階に引き上げるとともに、対処方針を決定しました。県民の皆様には、人との接触機会を減らすとともに、感染リスクの高い場面を極力減らすことを目的に、不要不急な外出や県外との往来、離島との往来などについて自粛を要請しています。また、飲食の場面は、新型コロナウイルスの主要な感染源であるため、県内全域の飲食店に対して感染対策の徹底や、営業時間を朝5時から夜8時までとする時短営業を要請しています。特に、重点措置区域に指定した9つの市については、特措法第31条の6第1項に基づく要請となり、協力いただけない店舗については、命

令や過料の対象となります。さらに、県内で開催されるイベントの主催者に対し、開催に当たっては、国の基準に基づいた人数上限や収容率等の開催要件を遵守して開催するよう要請することとしました。経済界への要請として、各種施策の効果を高めるため、従業員等に対して感染対策の徹底を呼びかけております。そのほかにも、学校関係や大規模集客施設等にも感染対策についての協力を呼びかけており、県民一丸となってこの感染拡大を封じ込めてまいりたいと思います。

同じく1の(3)のエ(ア)のうち、シーサーステッカーと認証制度の関連性等についてお答えいたします。

県では、店舗の感染防止対策に取り組む事業者の経営環境支援と県民・観光客に対し感染防止対策に取り組む店舗の利用促進を図ることを目的に、感染防止対策・認証制度プロジェクトを実施することとしています。シーサーステッカーは、業界のガイドラインに従い、独自に感染対策を遵守するという自己申告制ですが、認証制度では、県が国や県の専門家や業界の意見を踏まえ作成した17項目をチェックした上で、認証済ステッカーを交付することとしています。今回の認証制度は、シーサーステッカー制度を強化するものであり、認証済ステッカーを取得した店舗は、感染対策がしっかり取られていることから、県民・観光客等に積極的に利用を促進していきたいと考えております。

同じく1の(3)のオの(ア)、変異株検査の現行体制と今後についてお答えいたします。

沖縄県においては、県衛生環境研究所にて、毎週木曜に変異株の検査を実施しており、1回当たりの最大検査件数は、160件となっております。4月19日以降は、火曜日、木曜日の週2回実施することとしており、最大320件に拡大する予定です。行政検査分については、全ての検体について実施している一方、保健診療分については、医療機関からの搬送体制について調整をしているところであり、今後拡充していくこととしております。

県としましては、引き続き関係機関と調整し、変異株についての検査体制を早急に強化したいと考えております。

同じく1の(3)のカの(ア)、医療提供体制の整備についてお答えいたします。

県では、重点医療機関等23病院を指定し、4月15日時点で最大512床のコロナ病床の確保に向けて調整を行っているところです。また、宿泊療養施設としては那覇・南部地域に2施設、北部地域、宮古地域及び八重山地域に各1施設の合計5施設で413室を確保しております。連日100人を超える新規感染者が発生し、

医療提供体制が逼迫していることから、本日、関係医療機関の長に現状説明を行うこととしており、週明けに会議を開き、病床確保の要請を行った上で、医療機関と協議する予定です。さらに、宿泊施設についても業界団体の協力を得るとともに、公募の実施等も含め追加の施設確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

〔西銘啓史郎君登壇〕

○西銘 啓史郎君 御説明ありがとうございました。

再質問を何点かしたいと思います。

まず、最初の今回のまん延防止等重点措置に至る経緯ですけれども、9市を指定しましたと。離島の石垣島や宮古島が入っていない。それについての——恐らく感染の拡大が見られないということになるかもしれませんが、以前20市町村のときに我々予算委員会でも申し上げましたが、なぜ離島が入らないのかということも含めて感染防止のためには、大きく広げてそこから縮小していくほうがいいのではないかと提言もしましたが、残念ながらそれは受け入れられませんでした。そのときの理由が、私権制限が非常に強いということで、執行部の方からはそういう話がありました。しかし今回、時短の対象は全県になりました。石垣、宮古も入っております。その中でまん延防止の対象市に入っていない理由をもう一度説明をお願いしたいと思います。

それとシーサーステッカー、先ほど説明がありましたけれども、私が以前、商工労働部の方々に来ていただいて、我々会派で説明を聞いたときには、シーサーステッカーとR I C C Aについて協力金支給のための条件ですということがありました。そのときの確認事項の中では、1万何店舗という先ほど部長が御説明ありましたが、ある意味店舗の自主性に任せて実態が把握できていないというのが多分事実だったと思います。今回それに基づいて県としては、認証制度を行うわけですけれども、そのチェックの仕方、スケジュールも見ましたが少し時間的に緩くないかなと。もっと緊急性があるのではないかと気がいたします。それについてももう一度御説明をお願いしたいと思います。

先ほどの商工労働部長の答弁の中で、これまで368億円の予算総額ということで——まん延防止対策ですね、時短協力金。これについていろんな意見があると思います。私が常々申し上げていたのは、対策をする場合にはいろんなデータの分析を丁寧に行って、その細かい分析に基づいて——例えば、今県ではなかなか

発表してくれませんが、重症患者の年代別の比率であったり、それから軽症者の年代別の比率であったり、それから店舗に関してはどの地域のどの店舗がどんな対策をしているかということも本来は細かくチェックをした上で、私はある程度個別の対策を——例えばAという店舗は、もう完璧にできていると。時間短縮も特にしなくても大丈夫ではないかということの判断。これは観光客が食事するときにも関係しますが、そういったことも含めて、この辺の細かい分析を我々議会のほうにも明示してほしいと思います。これについて、お考えをお聞かせいただければと思います。

最後に、先般、ツーリズム産業団体協議会が行われたと聞いております。4月13日。観光関連産業の方々が入っていろんな意見が出たというようにも聞いております。やはりその中でも県に対する対応、観光立県としての本当に県の思いがどこにあるのかという声も、厳しい声も出たとも聞いております。その中でコンベンションビューローが、4月から6月の入域観光客数の見通しについて数字を出しておりますけれども——宮城部長も出席されたということで、この資料を見ているということでした。そこでここは確認をさせてもらいたいのですけれども、もちろん今GoToトラベルがなかなか再開できない中で、県内の観光産業は非常に苦しい状況が続いております。去年からいうと既にもう1年以上たちました。そういう方々に対する何らかの支援策を今後どのように考えるのか。県内域の流動だけでいいのか。また本当に根本的な基金等も含めて、確保も含めて観光立県沖縄としての今後をどのように考えているのかも含めて、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 西銘啓史郎議員の再質問にお答えいたします。

まず1つ目に、9市を指定したこと、宮古、八重山が入っていないこと、全県に時短をかけたこと等についての御質問にお答えいたします。

まず、4月9日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、沖縄県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として決定されたところでござい

す。その措置については、特定地域からの蔓延を抑えるために地域の感染状況に応じた措置を機動的に実施するという趣旨から、区域を絞って定める必要がございました。ほかの県で申し上げますと、宮城県では仙台市、京都府では京都市などと特定の市に絞って指定がされているところです。しかしながら沖縄県では、特に感染が拡大している沖縄本島内の経済規模や感染状況、それから変異株の増加状況等を踏まえまして、周辺市町村から人が集まる9市を措置区域とするよう国と調整を重ね、指定したところです。しかしながら県の警戒レベルは第4段階にありまして、最高レベルにございますので、県全体の措置が必要ということで時短の要請を全県をお願いしているところでございます。

続きまして、認証制度のスケジュール等についての御質問についてお答えいたします。

県では、これまでの時短要請と感染の拡大等が繰り返さされているということも踏まえまして、感染防止対策を徹底するために認証制度プロジェクトを立ち上げて実施することといたしております。まずその第1段階として、4月12日からまん延防止等重点措置の期間5月5日までに県内1万2000店舗を全て巡回して、認証制度の告知と国が4項目を確認するという項目がございまして、そこをまずは確認させていただきたいと考えております。その後、第2段階として巡回指導を行いまして、その際に感染対策をチェックして認証済ステッカーを付与するという仕組みにしているところでございます。

まずは、4月12日から巡回指導は始まっておりまして、期間中に1万2000店舗を回るということで至急対応しているところでございます。そのほかに協力いただいているかどうかということのチェックは、また別で行っているところでございます。

3点目に、感染対策についての店舗の状況であるとか、データで分析するべきではないかといった御趣旨の御質問については、このようなプロジェクトの中で、店舗を指導しながらステッカーを付与することになっておりますので、その中でしっかりと確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） ハイサイグスーヨー チューウガナビラ。

議員の皆様、おはようございます。

4月1日付で文化観光スポーツ部長を拝命いたしま

した宮城でございます。

沖縄観光を取り巻く状況は非常に厳しいものがござい
ますが、その段階的回復に向け、関係事業者さんの
意見を伺いながら施策を共に進めさせていただきたい
と存じます。あわせまして、しまくとぅばをはじめと
した伝統文化の普及・継承・発展、県民の皆様を元氣
にするスポーツの振興にもしっかりと取り組んでまい
ります。

精一杯努めさせていただきますので、どうぞ御指
導、御助言をよろしくお願いいたします。

それでは、西銘啓史郎議員のツーリズム産業団体協
議会における意見に関する再質問についてお答えいた
します。

4月13日に、沖縄観光コンベンションビューロー
が主催するツーリズム産業団体協議会にオブザーバー
として参加させていただきました。の中で、重点措
置が適用されたことに対する、環境がさらに厳しく
なったという御意見が出された中で、主な意見とし
まして観光事業者の皆様からは、規模に応じた事業継続
への支援、あるいは水際対策というところの中での出
発地でのPCR検査の推奨、それから中小の事業者さん
に特に効果のある修学旅行につきまして懸念が示さ
れまして、その実施に向けた実施予定校に対する丁寧
な説明、それからその安全、今だからこそその安全・安
心な島沖縄の構築に向けた飲食店の巡回指導の徹底
等々につきまして御意見を伺いました。

沖縄県におきましては、当然観光産業はリーディ
ング産業でございます。このような観光関連事業者様
の意見を具体的に聞きながら、既決の予算の事業につ
きましても随時事業を見直すとともに、どのような支
援が効果的か、関係部局で調整を進めながら随時機動
的な予算措置ができるようにも取り組んでまいりたい
と思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 西銘啓史郎議員の再
質問、先ほど文化観光スポーツ部長が答弁しました観
光業界からあった事業継続支援についてお答えいた
します。

県では、沖縄県の経済対策の基本方針に基づき、ま
ずは最重要課題である事業継続と雇用維持のため、県
単融資事業による資金繰り支援や雇用調整助成金の
上乗せ助成を実施しております。

1つ目の新型コロナウイルス感染症対応資金につ
きましては、昨年度民間金融機関からの協調倍率を3

倍から5倍に見直しまして、融資枠約2128億円を確
保いたしました。融資実績を業種別に見ますと、宿泊
業・飲食サービス業においては、令和3年3月5日時
点の同感染症関連融資実績が、信用保証承諾ベースで
2756件、約278億円となっております。業種別割
合では約14.8%となっております。また沖縄振興開
発金融公庫では、令和3年3月末時点で同感染症関連
融資実績が1万3649件、約2803億円となっており
ます。このうち、宿泊業・飲食サービス業においては、
2月末時点で融資決定件数が3642件、業種別割合で
は約27.8%となっております。

2つ目の雇用調整助成金の上乗せ助成につきまして
は、本県を含め6県のみが実施しており、また上限額
を設けずに大企業、中小企業とも対象としているのは
本県のみとなっております。当該助成金の県分の支給
実績については、4月9日時点で約16億2000万円と
なっています。このうち、宿泊業・飲食サービス業に
おいては761件、約11億8000万円、業種別の割合で
は約72.7%となっております。

また、本県における国の雇用調整助成金の支給実績
については、4月9日時点で約5万件、支給金額が約
406億円となっております。業種別の申請件数として
は、2月9日時点ですけれども宿泊業・飲食サービ
ス業の割合が32%となっております。令和3年度に
つきましては、県単融資事業の融資枠としまして約
2017億円、雇用継続助成金では4億6000万円の予算
額を確保しております。引き続き宿泊業を含めた県
内事業者の事業継続と雇用維持、さらには経済回復の
ために必要な需要喚起策など、感染状況を踏まえなが
ら切れ目のない経済対策を講じてまいりたいと考えて
おります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

〔新垣淑豊君登壇〕

○新垣 淑豊君 会派沖縄・自民党の新垣淑豊でござ
います。

先ほどのお二人と若干重なっているところもござい
ますけれども、後の再質疑もございまして御答弁い
ただきたいと思っております。

まず、乙第1号議案「専決処分の承認について」（沖
縄県税条例の一部を改正する条例）。

本改正案により、県税に対する影響はどの程度のも
のになるのか伺う。

ア、税率を重くする自動車税種別割の適用区分の見
直しにより増税となる車両数。

イ、増税による収入の見込額。

ウ、環境に関わる増税であるが、税収の使い道を県はどのように考えているか。

2番、乙第2号議案「専決処分の承認について」（沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）。

(1)、沖縄振興特別措置法及び地域未来投資促進法それぞれにおいて減収補填措置による影響はどのようになっているか伺う。

3番、乙第4号議案「専決処分の承認について」（令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第2号））。

(1)、沖縄はまん延防止等重点地域となっている。その中で県内9市の飲食店が対象となっているが、以下伺う。

ア、日程をゴールデンウィークいっぱいとし、町村を対象区域としないのはなぜか。

イ、宮古島、石垣島や名護市などは全県を対象を広げるように議会各会派からの提案に対し、3月31日議決の補正予算の際には「私権の制限が強い」ということでかたくなに否定してきたが、なぜ今回まん延防止等重点措置対象地域外の2市を時短営業要請をしたのか。

ウ、協力金の支援が停滞していると聞かすが、停滞している状況とその理由は何か。

エ、飲食業に対し県の認証制度を呼びかけているが、どのような認証制度か。またその認証を行う仕組みはどのようになっているか。

オ、まん延防止等重点措置指定地域において命令違反の場合は過料となっているが、その判断は誰がどのようにして行うのか。

4、甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」について。

(1)、第1号補正において緊急小口資金などの特例貸付けは6月までもつと答弁があったが、今回の第3号で計上されている理由は何か。

(2)、さきの定例会において附帯決議された観光業界への支援について、国に対しての要望以外にどのようなことを考えているか。

(3)、公共交通安全・安心確保支援事業の対象事業について。

ア、事業金額の詳細とその原資はどのようになっているか。

イ、さきの定例会の令和3年度当初予算の審議において、公共交通への支援を附帯決議したが、県独自の財源捻出による支援策はどうなっているか。

(4)、沖縄県の貯金というべき財政調整基金、ほかの基金の残高はどのようになっているか。また本年度

の月次のキャッシュフローの状況予測はどのようになっているか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） おはようございます。

新垣淑豊議員の御質問のうち1、乙第1号議案「専決処分の承認について」の(1)のアからウ、自動車税種別割の見直しと税収への影響についてお答えいたします。1の(1)のアから1の(1)のウまでは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

自動車税種別割の軽課とは、環境負荷の小さい自動車を新規取得した翌年度に適用されるものであり、例えば、75%の軽課が適用されると、3万6000円の税額が9000円となります。今回の改正により、クリーンディーゼル車が軽課の適用外となりますが、本県では、令和2年度におけるクリーンディーゼル車に対する適用実績はないため、税収への影響はほとんどないものと見込んでおります。

次に2、乙第2号議案「専決処分の承認について」の(1)、減収補填措置による影響についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法による課税免除の実績額については、第5次沖縄振興計画がスタートした平成24年度から令和元年度までの8年間の総額で、約50億4333万円となっております。このうち、75%が地方交付税で措置されるため、約37億8250万円が減収補填されております。また、地域未来投資促進法による課税免除の制度については、平成29年度に創設されており、現時点において適用実績はありませんが、現在、手続中の事業者があるため、今後、課税免除が適用される見込みでございます。

次に4、甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」についての(4)、財政調整基金等の残高についてお答えいたします。

現時点における財政調整基金の令和3年度末残高は35億4993万円、減債基金の残高は110億2707万8000円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 3、乙第4号議案「専決処分の承認について」（令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第2号））についての御質問の中の(1)のア、期間と重点措置の対象区域についてお答えいたします。

4月9日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本

部において、沖縄県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、その期間を4月12日から5月5日までの24日間と決定されました。まん延防止等重点措置は、特定地域からの蔓延を抑えるために、地域の感染状況に応じた措置を機動的に実施するという趣旨から、区域を絞って定める必要があり、宮城県では仙台市、京都府では京都市などと他県では特定の市に絞って指定しているところです。しかしながら、沖縄県では特に感染が拡大している沖縄本島内の経済規模や感染状況、変異株の増加状況等を踏まえ、周辺市町村から人が集まる9市を措置区域とするよう国と調整を重ね、指定したところです。

同じく3の(1)のイ、県内全地域に対する営業時間短縮要請についてお答えいたします。

県としては、営業時間の短縮という事業者の私権を制限する措置については、新型インフルエンザ等特別措置法の趣旨に基づき、制限は必要最小限のものでなければならぬと考えております。しかしながら、新規陽性者が急拡大し飲食以外の対策強化も必要となったこと、変異株が北部保健所管内でも確認されたこと、警戒レベルの指標が療養者数1178人、病床占有率98.0%、直近1週間の新規感染者数816人となるなど悪化したことなどから、県の警戒レベルを第4段階に引き上げる必要があると認められたため、県全域に対し、不要不急の外出自粛要請をはじめ、夜8時までの営業時間短縮要請を行ったものです。

同じく3の(1)のエ、認証制度の仕組みについてお答えいたします。

県では、店舗の感染防止対策に取り組む事業者の経営環境支援と県民・観光客に対し、感染防止対策に取り組む店舗の利用促進を図ることを目的に、感染防止対策・認証制度プロジェクトを実施することとしております。認証制度は、第1段階として4月12日から5月5日までの間、認証制度の告知と国における感染防止対策4項目の確認を行います。第2段階では、5月中旬以降2回目の巡回指導において、県が独自に作成した感染防止対策チェックリストで審査し、基準を満たした店舗に認証済ステッカーを交付することとしております。

同じく3の(1)のオ、命令違反の判断についてお答えいたします。

新型インフルエンザ等特別措置法第31条の6第1項に基づく要請を行った後、要請に違反している事案を巡回や地域住民等からの情報提供等により把握した場合、要請に従うよう再度依頼を行います。それでも応じていただけない場合は、正当な理由の有無を確認

し、現地で指導、助言を行った上で、特措法第31条の6第4項に基づき、学識経験者等から意見を聴取し、「特に必要があると認めるとき」は命令を行います。命令に違反し、行政秩序上看過できないと判断される場合には、地方裁判所に通知し、裁判所が過料について判断することとなります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 3、乙第4号議案「専決処分の承認について」（令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第2号））について御質問の中の(1)のウ、協力金支給が停滞している状況と理由についてお答えいたします。

令和2年12月17日から令和3年1月11日までの時短要請の協力金については、5820件の支給が完了したところです。令和3年1月12日から2月7日までの時短要請の協力金については、3月31日で受付を終了し、4月14日現在、1万2160件の申請に対し、77.6%の9437件を支給したところです。また、令和3年2月8日から2月28日までの時短要請の協力金については、本日4月15日で受付を終了し、4月14日現在、8507件の申請に対し、17.6%の1500件を支給したところです。これまで複数回の時短要請によるエリアの拡大や期間の延長のほか、支給単位が事業者から店舗に変更されたことなどにより、システムや審査体制等の構築に時間を要しておりましたが、現在、事務体制を拡充し、支給を行っているところです。

引き続き簡素化した審査方法を含め、一刻も早く支給できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） おはようございます。

4、甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」についての御質問の中の(1)、緊急小口資金等の補正理由についての御質問にお答えいたします。

3月補正では、新たに総合支援資金の再貸付けが開始されたことから、国より原資の追加配分を受け措置したものであり、これに、沖縄県社会福祉協議会で保有している既存の原資を活用することで6月末まで賄える見込みであるものと説明したところです。今回の補正予算は、受付期間の延長に伴うさらなる貸付需要の増加に対応するための原資に加え、債権管理に係る

事務費等について、国より追加の内示があったことから予算計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 新垣淑豊議員の4、甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」についてのうち(2)、観光関連業界への支援についてお答えいたします。

沖縄県としましては、議会の意思として附帯決議がなされたことは、関連団体等の状況を鑑みた結果であり、重く受け止めております。県では、観光関連事業者の意見を具体的に伺いながら、どのような支援が効果的か関係部局で調整を行っているところであり、感染状況を注視しながら、機動的な予算措置ができるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 4、甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」についての(3)のア及び(3)のイ、公共交通安全・安心確保支援事業の内容と県の支援策について、4の(3)のアと4の(3)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

公共交通は、県民や観光客の移動手段としての役割を果たす重要な交通インフラですが、新型コロナウイルス感染症の影響長期化により、厳しい経営環境に置かれております。本事業においては、地方創生臨時交付金を財源として、路線バス22社に約1億8000万円、法人タクシー143社に約1億7000万円、個人タクシー約240者に約2000万円、離島航路事業者3者に4000万円、総額4億1571万5000円の支援金を計上したところです。その他、公共交通機関に対する運行維持に係る支援としては、従前より一般財源によりバス路線や離島航路、離島航空路の運行費補助を実施しております。

県としては、事業者の声もお聞きしながら、県民の生活や活動を支える公共交通の安定的運行が継続されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 会計管理者。

〔会計管理者 大城 博君登壇〕

○会計管理者（大城 博君） 議員の皆様、おはようございます。

4月1日付で会計管理者を拝命いたしました大城

でございます。地方自治法をはじめ関係法令にのっとり、適正でかつ迅速な会計事務の執行に出納事務局の職員一同、誠心誠意努めていきたいと考えております。議員各位の御指導、御助言をよろしくお願い申し上げます。

それでは、新垣淑豊議員の4、甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」についての御質問のうち(4)、本年度のキャッシュフローについてお答えいたします。

県のキャッシュフローについては、例年、退職手当の支払いなどを行う4月末が厳しい状況となりますが、この時期に今年度の補正予算の支出が重なった場合でも、金融機関からの一時借入れにより対応することは可能であると見込んでおります。当分の間、例年と比較すると厳しいキャッシュフローの状況が生じることも想定されますので、関係部局と連携して歳入歳出を的確に把握し、資金不足が生じないよう万全を期していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

〔新垣淑豊君登壇〕

○新垣 淑豊君 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

先ほど質疑をされた議員の中から、新型コロナ対策は国の対策を基本とするというお話もございましたが、沖縄県だけではなく、それぞれの都道府県でそれぞれの地域に対応するための臨時交付金も出ております。その地域独自の課題というものがございまして、先ほどからお話に出ておりますような観光——観光というのはやはり沖縄の基幹産業ということもあります。それ以外にもやはり公共交通であったりとか、我々議会もしっかりとこの附帯決議をしたりしていることがありますので、そこもぜひともまた取組をしていただきたいなというような御答弁でありました。

再質疑に入りますが、まず乙第4号の(1)のエとオになりますが、先ほど大城部長から、住民による通報とかいろいろなものがあつたときに要請をしに行く。その後、指導に入って学識経験者の意見を聞いて命令をする。そして裁判所という話になっていますけれども、これはどの程度の期間を要するものなのか。これをお聞かせください。

あと、特例貸付けの件ですけれども、これは甲第1号の補正第3号ですが、特例貸付け、非常にありがたいという御意見をいただいている反面、実際に窓口いらっしゃる方、社協の方、この中で約91%の——

アンケートを取って回答した方の91%が特例貸付けに関しては効果に対して疑問を感じているとありました。人員不足などでそのケアができていないということもありますけれども、この点について県はどのような把握をされているのか教えてください。

そして観光業界の支援について等々、ほかにも影響を受けている業種があるかと思えます。昨日も議案説明会で、照屋副知事が、私も産業界出身ということでしっかりとそのことについて重々厳しいことは感じているので、知事と話し合う、知事にしっかりと提案するという趣旨の発言をされておりましたが、また先ほども西銘議員からのお話もありましたように、おとこの沖縄ツーリズム産業団体協議会、そこでも4月、6割減ということで、本当に時間との勝負になっていると私は思っております。そのことを踏まえて、昨日この照屋副知事からの発言をいただきまして、その後知事とどのようなこととお話しされたか、ちゃんとお話をされたのであればその内容についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

そして公共交通の安全・安心事業に関してですが、今回4億円余りの予算がついておりますけれども、現時点でこの公共交通事業者の減収状況、雇用の把握とかこういったものは県でどのようになされているのかということをお願いしたいと思います。

あとこれは要望ですけれども、(4)番のキャッシュフローの状況予測についてです。これはぜひ管理者から細かな資料をいただきたいと思っておりますので、以上再質疑ということでやらさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 新垣淑豊議員の再質問にお答えいたします。

私も照屋副知事から昨日の産業団体協議会での意見等々をお伺いし、改めてその支援についてはしっかりと行っていきたいということの確認をさせていただきましたが、御案内のとおり本県は新型コロナウイルス感染症の影響により、多方面にわたって非常に大きな影響を受けております。先般、全国知事会の会議において、私から地方創生臨時交付金の追加配分を早急に行うことや、国が実施する地域観光事業支援について要件を緩和していただきたいということも併せて求め

たところであります。

沖縄県においては、とりわけ観光関連産業が最も活性化・活発化されるゴールデンウィーク期間中に重点措置の対象として指定され、さらに大きな打撃を受けるということも受け止め、その支援のためにも喫緊の対応を国に強く要請を行ったところであります。

この私の意見を含め、全国知事会では4月12日に非常に大きな打撃を受ける交通事業者、宿泊業者、イベント事業者など幅広い事業者に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を早急に行うことなどを盛り込んだ国への緊急提言を取りまとめていただきました。今後とも全国知事会と連携するなど、私からもしっかりと働きかけてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 大変失礼いたしました。

その点も含めて、昨日のツーリズム産業団体協議会の様々な意見についてしっかりと点検をし、それに対してもしっかりと取り組んでいこうという意見交換を行わせていただきました。

失礼しました。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 命令違反の判断についての再質問の中で、期間がどの程度かかるかという御趣旨の質問だったと思います。

今回の命令違反に関しましては、まずは情報提供等により把握して、要請に従うように依頼を行う。それから現地指導を行う。それから正当な理由を確認する。そのほかに特に必要があると認めるときということで、学識経験者からの意見も伺うという手続を踏む必要があります。これにつきましては、命令を受けた側からすれば、不利益処分当たる行為になりますので、それに対する弁明の機会も与えなければならないという行政手続上の課題もございますので、いつまでも、どの期間ということとはなかなか申し上げにくいところではございますが、一定の期間が必要になるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 特例貸付

けの窓口において人員不足等、体制が弱いのではないかとといった御趣旨の再質問にお答えいたします。

今般の総合支援資金の再貸付けが開始されたことですか、総合支援資金の延長対象者に個別に案内を送付するなど周知を強化したこともございまして、電話問合せや窓口申請が殺到していること、また総合支援資金の延長、再貸付けについては、生活困窮者自立支援機関における相談が要件になっていること等から、現在、申請から貸付けまでの実施に時間を要している状況でございます。

窓口の体制強化にかかる事務費につきましては、原資から取り崩して活用できることとなっておりますので、県におきましては、再度沖縄県社会福祉協議会に対し、非常勤職員の採用や派遣職員を活用して窓口等の体制強化に努めるよう通知をしたほか、市町村に対しましても必要に応じて市町村社会福祉協議会への支援を依頼したところでございまして、引き続き体制強化を図りながら迅速な貸付けの実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 公共交通の減収額等について把握しているかという御趣旨の御質問でございました。

まず、路線バス事業者にあつては、昨年3月から今年の1月までで約20億円の減収があったと聞いております。また、タクシー事業者にあつてもかなりの減収があり、県への支援についての要望をいただいた額の中では、2億7000万円の要望をいただいたところでございます。

今回の支援に当たっては、運行に関する経費、これらを基に算定したものでございます。業界の要望全てに沿う金額ではないかも知れませんが、公共交通の果たす役割を踏まえ、限られた財源の中から現時点で措置できる額を計上したというところでございます。

以上でございます。（発言する者あり。）

雇用については直接、説明を受けておりませんが、以前要請を受けた中にあつては事業者の統合等も促進される、そういう危惧があるという強い懸念をいただいたところで、雇用にも影響を与えないように、公共交通の維持に向けて今後も取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、甲第1号議案、乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案については総務企画委員会に、乙第3号議案については経済労働委員会にそれぞれ付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後7時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

この際、申し上げます。

総務部長から、本日の新垣淑豊君の質疑に対する答弁について釈明発言の申出がありました。

議長としましては、総務部長からの釈明発言申出について、発言趣旨や発言責任を明らかにする必要があると判断したことから、発言を許可します。

総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 午前中の新垣淑豊議員の質疑の中で、令和2年度におけるクリーンディーゼル車に対する適用実績はないため、税収への影響はほとんどない旨の答弁をいたしました。改めて過去の適用実績を含め確認したところ、令和2年度において684台の適用実績がございました。令和3年度においても同程度の台数の課税があると仮定した場合、金額にして約2100万円の増収となる見込みとなっております。なお、自動車税種別割は普通税であり、一般財源として様々な施策に充当することになります。

おわびして訂正いたします。

申し訳ございませんでした。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後7時31分休憩

午後7時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に総務企画委員会及び経済労働委員会に付託いたしました各議案については、先ほど両委員長から、それぞれお手元に配付の委員会審査報告書が提出されました。

この際、お諮りいたします。

乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案の承認議案3件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「専決処分の承認について」は、地方税法の一部が改正され、原則として令和3年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第2号議案「専決処分の承認について」は、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第4号議案「専決処分の承認について」は、新型コロナウイルス感染症対応に要する経費を早急に予算補正する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、報道等では感染拡大防止協力金の支給が進んでいないとあるが何割程度支給されているのか。また、制度が複雑になる中、審査や支給体制はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、12月17日から1月11日までの時短要請については支給が完了している。1月12日から2

月7日までの期間分については77.6%の支給となっている。ただ、2月8日から28日までの期間分については本日、4月15日が受付終了日であることから17.6%の支給となっている。

また、審査や支給体制については、これまで郵送で多かった不備をなくすため電子申請で受付を行っているが、電子申請の環境が整っていない方々に対してのサポートもしっかり行っていくよう委託業者とも調整して進めて行くとの答弁がありました。

次に、大きな店舗を持っていて従業員も数多く雇用している企業も一人でやっているところも感染拡大防止協力金は一律4万円となっているが、それについてどう考えるかとの質疑がありました。

これに対し、これまでは確かに一律の額で協力金を支給している状況であったが、今回、まん延防止等重点措置が指定されたことに伴い、その指定地域は売上げ等の規模で支給されることになったとの答弁がありました。

そのほか、営業時間短縮に伴う協力金支給に係る委託先及び契約内容、若い世代や無症状感染者に対する感染防止のための周知方策などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案の承認議案3件については、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案は委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

乙第3号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 乙第3号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） ただいま議題となりました乙第3号議案の承認議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化観光スポーツ部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第3号議案「専決処分承認について」は、公立大学法人沖縄県立芸術大学の徴収する料金について、同法人の設立日である令和3年4月1日から徴収するため、同日付で当該徴収料金の上限について認可する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、首里城復興との絡みで、箱物だけではなく文化芸能の中身の充実を図るという観点から、芸大卒業生の進路やその後の活動状況等の把握も含めて、県立芸大の今後の在り方についてどう考えるかとの質疑がありました。

これに対し、今回の県立芸大の法人化により、自立的・機動的な大学運営や迅速かつ柔軟な意思決定及び予算の配分・執行等が可能となり、教育・研究分野の質の向上につながるものと考えている。

芸大卒業後の活動等については、沖縄県立芸術大学芸術振興財団等の文化団体への支援を通じた各種の補助事業等により、卒業生の就職やその後の文化芸術活動を支援しているところである。また、首里城復興に係る基本計画の中に芸大の人材育成も位置づけられて

おり、今後、教育庁文化財課等の関係部署と連携してその具体的な中身について協議していく予定であるとの答弁がありました。

採決の結果、乙第3号議案の承認議案については、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

甲第1号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第3号)」は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は歳入歳出それぞれ129億4326万5000円で、補正後の改予算額は、8308億686万5000円である。

歳入の内訳は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び社会福祉諸費等の国庫補助金である。

歳出の内訳は、県民の生活や活動を支える公共交通事業者の運行継続支援としての支援金の給付、沖縄県社会福祉協議会に対し、個人向け緊急小口資金等の特例貸付に係る原資、貸付け及び債権管理に係る事務費の補助、低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金の交付などであるとの説明がありました。

本案に関し、公共交通安全・安心確保支援事業に関し路線バス、法人・個人タクシー、離島航路を対象とした理由及び支援金給付のための根拠となる単価はどのように算出したのかとの質疑がありました。

これに対し、厳しい経営環境に置かれている公共交通事業者、県民の生活や活動を支える公共交通の運行が継続して行われるようにという視点と国からの支援金や減免措置等が講じられていない公共交通事業者を対象とした。離島航路については、座間味及び八重山航路の4航路について、当初黒字が見込まれていたことから、赤字航路補助の適用を受けられないことから今回の支援対象とした。

また、単価の算定方法としては、バス・タクシーの燃料費をベースにして額を設定し、加えて他県の事例や前回の奨励金を勘案しながら単価を設定している。バスについては、九州各県の状況も踏まえ車両維持のための経費等を加えた上で額を計上したとの答弁がありました。

次に、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業に関し支給の条件とこれまでの支給実績はどうなっているか。また、対象者に該当するのか、どの時点の所得を対象とするのか等県民からは分かりづらいという声があるが、事業内容の仕組みについてどのように周知しているのかとの質疑がありました。

これに対し、支給対象者は、令和3年4月分の児童扶養手当を受給されている方や公的年金の給付を受けていることにより調整規定が適用され、児童扶養手当の支給を受けていない方についても対象になる。さら

に、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、その収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方についても対象となる。令和2年度分の臨時特別給付金は県全体として2万5002世帯、42億2292万円が支給実績となっている。

また、事業内容の仕組みや周知等については、申請者の負担を極力減らし、迅速に支給を行うという趣旨から収入のほうで申請できるという特別扱いになっている。収入については任意の月の給与掛ける12月の金額と支給の対象となる収入額を比較して、それ以下であればすぐ支給されるかどうか分かるような簡易な形になっているので、重ねて周知していきたいとの答弁がありました。

そのほか、今回対象となっていない事業者への支援の方策、地方債に対する考え方、これまでに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業、路線バスの赤字補填に係る財源確保の方策、生活福祉資金貸付事業の償還免除の周知方法などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第1号議案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長(赤嶺 昇君) これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(赤嶺 昇君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(赤嶺 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長(赤嶺 昇君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今期臨時会の議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第2回沖縄県議会(臨時会)

を閉会いたします。

午後7時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 仲 里 全 孝

会議録署名議員 平 良 昭 一